

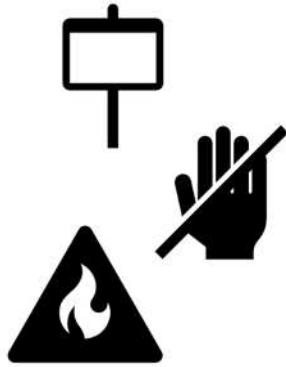
「いい農業にしよう運動」
についてはこちら→



危険な場所には注意喚起の表示をしましょう

◇注意喚起の表示をしよう！

- 危険箇所には表示板を設置するなど
わかりやすい工夫をする
- 危険箇所の表示例
 - ・電気柵に「触るな危険」
 - ・低い梁に「頭上注意」
 - ・段差に「足下注意」
 - ・暖房機に「高温注意」



◇危険箇所の再確認をしよう！

- 日頃からほ場の危険箇所を確認し、ほ場地図に明記しておく
- 看板の設置等が難しい場合、朝礼での口頭注意等作業開始前に危険ポイントの再確認を徹底する



電気柵は電気事業法で表示が義務付けられています。

外国人労働者がいる場合は外国語でも表示するなど、だれでも分かるような注意表示をしましょう。



上記はS-GAP取組項目の1つです。

S-GAP認証の取得にご興味がある方は下記にご連絡ください。

大里農林振興センター 管理部 地域支援担当 048-523-2812